

男と女が共に支えあう、黄金南風の平和郷  
第二次南風原町男女共同参画計画  
まじゅんプラン

(改訂版)



平成30年4月  
南風原町





## はじめに

男女共同参画社会の実現は国際社会の最重要課題であると位置づけられ、世界の国々、我が国の各都道府県、県内各市町村においても、具体的な施策や事業が推進されてきております。

南風原町におきましても、平成14年3月に「南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）」を策定し、平成24年3月には「第二次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）」を策定し、南風原町の男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めております。

このたび、まじゅんプランの中間年度を迎えるにあたり、これまでの事業進捗状況や社会状況、沖縄県や他市町村の状況を勘案し、「第二次南風原町男女共同参画計画（まじゅんプラン）」の見直しを行いました。見直しにつきましては、南風原町男女共同参画推進会議からの提言等の趣旨も十分尊重し、“男女が共に支え合う地域社会の実現”をめざし、性の多様性に関するジェンダー教育や、インターネット関連のトラブル、男性福祉、各種ハラスメント防止、子どもの孤立（貧困）防止についての項目を追記いたしました。

このプランを推進し、男女共同参画社会を実現するためにも、関係機関や諸団体、企業、地域、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見、ご提言をいただきました南風原町男女共同参画推進会議の委員の皆様をはじめ、ご協力を賜りました多くの方々に心からお礼申し上げます。

平成30年4月

南風原町長 城間 俊安



－ 目 次 －

序. 計画策定にあたって	1
1. 計画の必要性	1
2. 計画策定の背景	2
3. ジェンダー平等・男女共同参画社会とは	3
I. 総論	5
1. 計画の理念とキャッチフレーズ	5
2. 計画の愛称	5
3. 計画の期間	5
4. 基本方針	6
5. 施策体系	7
II. 具体的な取り組み	9
方針1. 男女共同参画への意識づくり	10
方針2. 男女が共に健康で安心して暮らすための条件整備	18
方針3. 家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり	25
方針4. 女性の能力を活かすための積極的方策の推進	37
方針5. 平和への貢献、国際協調と文化の創造	44
III. 推進体制	51
参考資料編	53



## 序. 計画策定にあたって

---



# 序. 計画策定にあたって

## 1. 計画の必要性

全世界的に、「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」、いわゆる男女共同参画社会の実現が目指されています。

一方、まちづくりの観点でみると、21世紀を迎え地方分権化が進むなか、地域の特性を活かした活力あふれるまちづくりが求められています。私たちを取り巻く社会には、「少子・高齢化」、「情報化」、「国際化」、「経済」、「環境」など様々な課題が山積しており、それらの課題に対応しつつ、南風原町では行政と地域コミュニティや住民、事業所が互いに役割を分担しあう協働のまちづくりを目指しています。

南風原町では、まちづくりと男女共同参画を一体的に進めるため、平成14年3月に「南風原町男女共同参画計画まじゅんプラン」を策定しています。「南風原町男女共同参画計画まじゅんプラン」は、男女共同参画社会の形成に向けて、町民と行政が一体となった取り組みを積極的に進め、豊かさと伝統文化が生きづく「男と女が共に支えあう、平和の郷」の実現を目指す計画となっています。

本町では、この間、計画の推進に向けて取り組んできましたが、町民に対し計画の周知が十分にできていない状況にあるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画も少ないなど、課題も多くみられます。

今後、住民主体のもと、活力あるまちづくりを展開していくためには、まず、社会を構成する女性と男性が互いに人権を尊重しあいながら、責任もそれぞれ分かち合い、一人ひとりの個性と能力をのびのびと発揮できる地域をつくることが重要です。そうした社会こそが、男女共同参画社会であり、まちづくりの「根底」といえるでしょう。

そうした中、平成14年3月に策定した「南風原町男女共同参画計画まじゅんプラン」が平成23年度に期間満了を迎えることから、新たな計画の策定が求められています。したがって、「南風原町男女共同参画計画まじゅんプラン」の検証結果を基に、評価と反省の上に立ち、本町のまちづくりや男女共同参画に関しての現状・課題を的確に把握していくとともに、国や国際社会、沖縄県等の近年の男女共同参画関連施策の動向等を考慮しつつ、町民・行政が取り組むべき目標や施策を明らかにした行動計画として、「第二次南風原町男女共同参画計画まじゅんプラン」を策定するものです。

## 2. 計画策定の背景

### 【国連の動き】

男女共同参画に関する世界的な潮流として、国連の動きをみると、1945年に国連憲章の前文に男女平等をうたい、1946年には「婦人の地位委員会」を設置して、男女平等の実現に向けた取り組みが進められました。また、国連は、1975年に「国際婦人年」を宣言し、以後10年間、様々な分野における女性差別の撤廃等女性の地位向上のための行動を進めてきました。

1979年には、国連において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（略称：女子差別撤廃条約）」が定められています。

1985年にはナイロビでの「第3回世界婦人会議」が開催され、1995（平成7）年には北京での「第4回世界女性会議」が開催されています。これらの取組により、国や人種を超えた世界的な女性の連帯に影響を与えました。

2000（平成12）年には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況の確認や課題を検討するとともに、さらなる行動を求める「政治宣言及び成果文書」が採択されています。

### 【日本の動き】

我が国においては、こうした世界的な流れを受け、昭和52年に女性に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定め、以後、「新国内行動計画」（昭和62年）、「男女共同参画2000年プラン」（平成8年）等が策定されました。さらに、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（平成12年）や「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（平成12年）等が示されるとともに、国連特別総会「女性2000年会議」の成果を踏まえ、平成12年には「男女共同参画基本計画（第1次）」を閣議決定し、男女共同参画社会の実現にむけた各種施策を推進してきました。

また、この間、法制度的にも、「男女雇用機会均等法」等の成立を経て、「女子差別撤廃条約」の批准により大きく前進し、平成11年には「男女共同参画社会基本法」、平成13年には「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法」が施行されました。

平成17年12月には、男女共同参画社会の形成に関する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、「男女共同参画基本計画」を改訂（第2次基本計画）し、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を示しています。また、平成22年12月には、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして「男女共同参画基本計画」の更なる改訂（第3次基本計画）を行っています。

### 【沖縄県の動き】

沖縄県においても、昭和 59 年に婦人問題解決のための「沖縄県行動計画」を策定し、その後「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画」（平成 4 年）、「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画（改定）」（平成 9 年）、「**沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～**」（平成 14 年）と見直しを図りながら、長期計画のもとで、男女共同参画社会の実現をめざしてきました。また、平成 15 年には、「**沖縄県男女共同参画推進条例**」の制定を行っています。加えて、平成 19 年には、先の条例に基づく計画として、「**沖縄県男女共同参画計画（後期）**」を策定し、「**男女共同参画についての正しい理解と学習の充実**」「**配偶者等からの暴力防止及び被害者支援**」「**政策・方針決定過程への女性の参画の促進**」「**女性のチャレンジ支援**」「**家庭と仕事の両立支援と働き方の見直し**」の 5 つを重点項目として掲げています。さらに、平成 23 年度で同計画の終了に伴い平成 24 年度から平成 28 年度までの計画「**第 4 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～（案）**」の策定作業を進めています。

### 【南風原町の動き】

南風原町においては、平成 12 年 1 月に「**南風原町男女共生社会をつくる懇話会**」を立ち上げ、共生社会づくりの学習会や各種団体との意見交換等の活動実施を行うとともに、懇話会からの提言を受け、平成 14 年 3 月に「**南風原町男女共同参画計画まじゅんプラン**」を策定しています。

平成 21 年 3 月には、「**南風原町男女共同参画推進会議設置条例**」を制定しおり、同条例に基づき、男女共同参画社会の実現に関する施策の企画及びその推進に資するため、「**南風原町男女共同参画推進会議**」を設置しています。

## 3. ジェンダー平等・男女共同参画社会とは

生まれる前に決定される生物学的な性の違い（セックス：生物学的・生理学的な性差）に対して、出生後に周囲と関わりながら育つ中でこうあるべきだとして身についた性差概念を「ジェンダー」（社会的・文化的に形成された性別）と言います。日常生活の中で期待される「男だから、女だから」といった意識や、「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担意識も、このジェンダーの一部です。ジェンダーによって固定的な性役割や性差別が生じると、片方の性にとっては生きにくい社会を形成します。ジェンダーに捉われず生きやすい社会にするためには、ジェンダーによる男女差別の存在に気付き、それらを平等にしていかなければなりません。

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第 2 条において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と位置付けられています。



## I. 総論

---



# I. 総論

## 1. 計画の理念とキャッチフレーズ

### 【計画の理念】

憲法の保障している基本的人権の尊重と男女平等を基本理念に、男女共同参画の実現をめざします。

### 【キャッチフレーズ】

ひと ひと  
男と女が共に支えあう、こがねはえ黄金南風さとの平和郷

## 2. 計画の愛称

男女があらゆる分野で共に参画できる社会をめざし、本計画の愛称を「まじゅんプラン」とします。

まじゅんとは、うちな一ぐちで“一緒”を意味しており、本計画を広く町民に普及するのにふさわしい愛称として採用しています。

## 3. 計画の期間

本計画は、平成 24 年度を初年度とし、平成 33 年度を目標年度とする 10 年計画として策定します。

なお、実施状況の把握と評価を毎年度行うとともに、社会状況の変化等により、必要に応じて中間年度（平成 27～29 年度）での見直しを行います。

## 4. 基本方針

### 方針1. 男女共同参画への意識づくり

男女共同参画社会を実現するためにも、男女共同参画についての町民意識の醸成や、固定的役割分担意識の変革を図り、誰もが人間として平等であることを再認識していくことができる社会づくりを進めます。

### 方針2. 男女が共に健康で安心して暮らすための条件整備

誰もが心豊かな生活を送るためにも、各々の人権が尊重され、男女が性差や身体的な違いに捉われず、生涯健康で安心して暮らしていくことのできる条件整備を進めます。

### 方針3. 家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり

家庭・地域・職場といった生活の様々な場面において、男女が共に協力し合いながら社会参画をしていけるよう、家庭生活、地域活動や雇用機会の均等、ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた取り組みを進めます。

### 方針4. 女性の能力を活かすための積極的方策の推進

女性が十分に力を付け能力を発揮していくなど、女性自らが行動し、積極的な社会参画を図っていく事が社会的な地位や評価、社会の仕組みを変えていくことにも繋がることから、女性の登用やエンパワーメントを支援するなど、女性の能力を活かすための積極的方策を推進します。

### 方針5. 平和への貢献、国際協調と文化の創造

本町がまちづくりの重要な柱として取り組んでいる平和行政について、男性・女性が共に参画して取り組んでいくとともに、国際交流や地域の伝統文化の継承を図る中で、多様性を認め合う社会づくりを推進します。

## 5. 施策体系

ひと ひと 男と女が共に支えあう、こがねはえ さと 黄金南風の平和郷

### 方針1. 男女共同参画への意識づくり

- (1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進
- (2) 固定的な役割分担意識の変革

### 方針2. 男女が共に健康で安心して暮らすための条件整備

- (1) 人権意識の高揚及び女性に対する暴力の根絶
- (2) 生涯にわたる健康づくりへの支援

### 方針3. 家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり

- (1) 家庭生活における男女共同参画の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進
- (3) 職場における男女平等の実現・生活上の困難に直面する男女への支援

### 方針4. 女性の能力を活かすための積極的方策の推進

- (1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大
- (2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実

### 方針5. 平和への貢献、国際協調と文化の創造

- (1) 平和の継承と発信
- (2) 国際交流と文化の継承



## II. 具体的な取り組み

---



## II. 具体的な取り組み

具体的な取り組みは、以下の様に構成しています。

### 【現状と課題】

この間の南風原町の取り組み、意識調査結果での町民の意識等より、現状と課題を取りまとめました。

### 【基本的な考え方】

施策展開に当たっての基本的な考え方を位置付けました。

### 【具体施策】

具体的な施策と取り組み内容、担当課等を位置付けました。

### 【家庭・地域・職場に期待する役割】

施策を推進するために、家庭・地域・職場に期待する役割を位置付けました。

### 【行動計画】

具体施策を実現するための行動計画として、スケジュール（推進期間）と実施区分、関連する町民の生活領域を位置付けました。

- ・推進期間については、前期・中期・後期に3区分します。

前期 : 平成24年度 ~ 平成26年度の3年間とします。  
中期 : 平成27年度 ~ 平成29年度の3年間とします。  
後期 : 平成30年度 ~ 平成33年度の4年間とします。

- ・実施区分については、次のとおり表記します。

継続 : 既の実施され、今後も継続する事業  
充実 : 既の実施され、更に充実する事業  
新規 : 計画期間内に新たに実施予定の事業と、検討・研究課題とする事業

## 方針 1. 男女共同参画への意識づくり

### (1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進

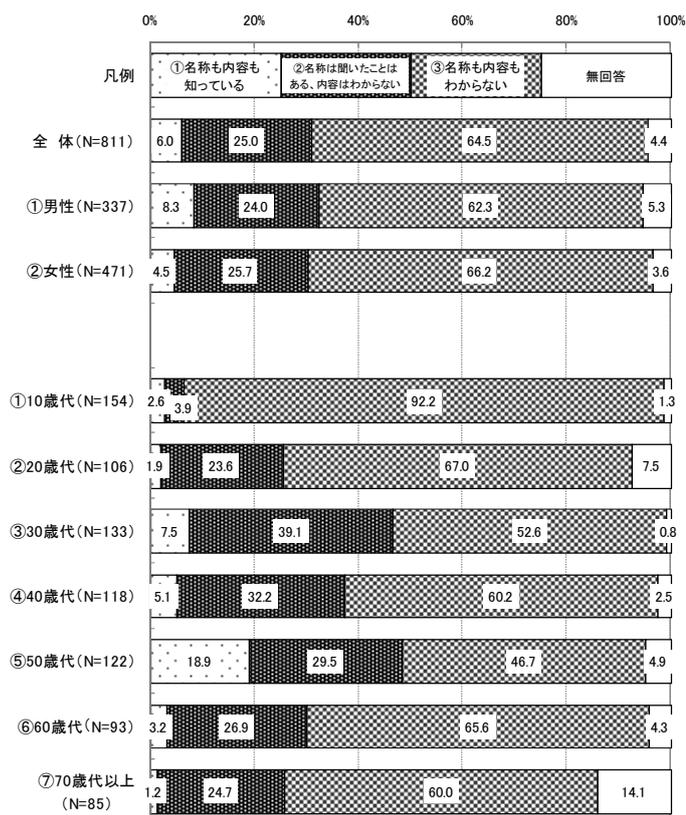
#### 【現状と課題】

近年、女性を取り巻く環境は大きく変化し、我が国においても男女平等の理念を踏まえた法律や制度の整備が進み、女性と男性の「自立と共生」に対する人々の関心も高まっています。

南風原町では、平成 14 年 3 月に『南風原町男女共同参画計画 まじゅんプラン』を策定し、様々な分野で男女共同参画の取組みを位置付け、その推進を図ってきました。

しかしながら、平成 23 年度に行った町民意識調査では、『まじゅんプラン』について 6 割以上が「名称も内容もわからない」と回答しており、「名称も内容も知っている」回答者は 1 割に満たない状況にあるなど、計画が町民に十分認知されているとは言えません。

男女共同参画を推進する上でも、あらゆる機会を通じて『まじゅんプラン』の周知を図るとともに、男女共同参画に関する情報の発信を行っていく必要があります。



#### 【基本的な考え方】

男女共同参画社会の実現のためには、女性・男性ともに町民一人ひとりが社会制度や考え方、慣習をジェンダーの視点でみつめ、あらゆる人権問題、性差別、性別による固定的な役割分担や偏見を見直すことが大切です。

男女ともに社会活動の選択の機会が同じ様に確保され、自分の意思による多様な生き方が実現できるよう、基本となる“男女共同参画の意識づくり”に向けた広報・啓発、情報提供を行います。

【具体施策】

具体的な施策	取り組みの内容	担当課等
①多様な媒体を通じた広報・啓発活動	広報誌やホームページ等の様々な媒体を通じて、男女共同参画の重要性及び必要性について広報・啓発を行います。また、男女共同参画についての情報誌発刊を図ります。	企画財政課
②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発	男女共同参画週間（毎年6月23～29日）に合わせ、広報誌での特集を組むとともに、役場ロビーにおいて男女共同参画パネル展・女性団体活動展の継続開催を図り、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。 また、各字公民館や大型商業施設等といった町民が日常的に利用する施設や、町内での各種イベント機会を活用し、男女共同参画パネル展等の実施を図ります。	企画財政課
③第二次男女共同参画計画の周知	第二次男女共同参画計画の周知を図るため、ダイジェスト版の作成を検討していきます。また、男女共同参画をテーマにしたフェスティバル等の開催を図り、町民との協働により、男女共同参画の考え方をわかりやすく伝えるための寸劇の実施や男女共同参画に関する標語・ポスターの募集・発表を行うなど、第二次男女共同参画計画の周知徹底を行います。	企画財政課
④男女共同参画推進会議の充実	男女共同参画に向けた効果的・具体的な取り組みの提言を行う組織として男女共同参画推進会議の継続実施・充実を図ります。	企画財政課
⑤「まじゅんプラン」推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実	地域や職域等で男女共同参画や、人権問題等に関する調査、研究などの取り組みを行う団体の育成を支援します。併せて、各施策の推進をそうした団体と協働で行えるよう、連携・支援体制の構築に努めます。	企画財政課
⑥庁内推進体制の整備	全庁的に男女共同参画を推進していくため、庁内の推進本部会議の定期的な開催を行うとともに、職員研修の機会を通し、本計画の職員への周知を図ります。	企画財政課
⑦男女共同参画条例の制定	男女共同参画社会を実現するため、町民の共通の目標となる「南風原町男女共同参画条例（仮称）」の制定を目指します。	企画財政課
⑧女性問題解決のための国内外の情報の収集・提供	様々な女性問題の解決のため国内外の先進事例等の情報を収集し、住民に提供します。	企画財政課
⑨男女共同参画に関する実態の把握	男女共同参画に関する各種意識調査等を町民や職員に必要な応じて実施し、社会の変化や実態を把握し、その結果が反映されるよう施策を展開します。	企画財政課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・男女共同参画について分かり合うためにも、町民一人ひとりが先ず家庭生活から意識改革を図り、男女共同参画の必要性を話し合ったり、お互いを思いやる気持ちを育みましょう。
- ・男女共同参画に関する研修・講座や、意識啓発の機会に積極的に参加しましょう。

○地域では：

- ・機会があるごとに男女共同参画について話し合きましょう。
- ・町との連携のもと、各字公民館等での男女共同参画パネル展の実施を図り、地域での男女共同参画の意識醸成に努めましょう。

○職場では：

- ・男女共同参画の重要性を理解し、男女共同参画パネル展への協力等を行うとともに、男女共同参画の学習会などに従業員の参加を促すなど、人材育成に努めましょう。

【行動計画】

施策	スケジュール			主管課	実施区分	関連する町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家庭	地域	職場
①多様な媒体を通じた広報・啓発活動				企画財政課	充実			
	町ホームページでの男女共同参画ページの掲載・更新							
	広報誌での男女共同参画意識の啓発							
		南風原町男女共同参画情報誌の発刊		企画財政課	新規			
②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発				企画財政課	充実			
	男女共同参画週間に合わせた広報誌での特集枠の確保							
		庁舎ロビーでの男女共同参画パネル展・女性団体活動展の実施			企画財政課	継続	○	
		各字公民館・大型商業施設での男女共同参画パネル展等の実施		企画財政課	新規		○	○

施策	スケジュール			主管課	実施区分	関連する町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家庭	地域	職場
③第二次男女共同参画計画の周知	ダイジェスト版の作成	ダイジェスト版の活用		企画財政課	新規			
	男女共同参画をテーマにしたフェスティバル等の開催							
④男女共同参画推進会議の充実	男女共同参画会議の継続実施及び公募のあり方・委員定数の検討、会議の回数・持ち方の検討			企画財政課	充実		○	
⑤「まじゅんプラン」推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実	男女共同参画等の取組みを行う団体の育成支援			企画財政課	充実		○	
	男女共同参画等の取組みを行う団体等及び女性人材リスト登録者との協働による施策推進体制の構築			企画財政課	新規		○	
⑥庁内推進体制の整備	庁内推進本部会議の定期的な開催			企画財政課	充実			
	庁内推進本部実務者会議の開催による施策進捗確認の実施			企画財政課	新規			
⑦男女共同参画条例の制定	他市町村事例等の調査・研究	条例制定に向けた検討体制等整備	条例の制定・普及	企画財政課	新規			
⑧女性問題解決のための国内外の情報の収集・提供	先進事例等の収集・男女共同参画情報誌を活用した情報提供			企画財政課	新規			
⑧男女共同参画に関する実態の把握	男女共同参画に関する各種意識調査の実施・施策への反映			企画財政課	新規			

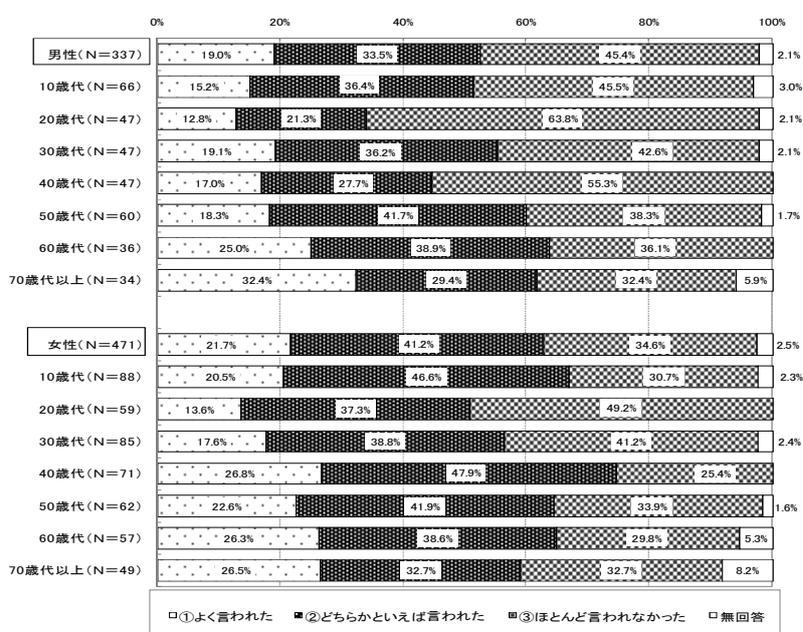
## (2) 固定的な役割分担意識の変革

### 【現状と課題】

私たちの日常生活や意識の中には、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表されるように、社会通念や慣習、しきたりの面で無意識のうちに性別によって固定的な役割が決まっていることが多くあります。こうした固定的な役割分担意識は、幼い頃から日常生活の様々な場・機会を通してうえ付けられていくものであり、男女共同参画社会の推進を妨げる一因となっています。

そうした中、学校教育の場では、無意識的な男性優位の状況を変革するため、全国的に男女混合名簿の導入が進められています。しかしながら、本県においては一部の自治体で先進的に取組まれているのみとなっており、本町では未だ導入に至っていません。そのため、先進自治体の取組みを参考に、男女混合名簿のメリット・デメリットなどを検証し、導入に向けた働きかけを行っていくことも求められています。

平成23年度に行った町民意識調査では、子どもの頃に親から「女の子らしく、男の子らしく」と言われた経験について、女性で6割強、男性で5割強が『言われた』(よく言われた+どちらかといえば言われた)と回答しており、女性の方が男性よりも性別の慣習(らしさ)によるしつけを受けています。また、年代別に見ると、高齢になるほど「よく言われた」の割合が高い状況にあります。



また、学校において男女共同参画を進めるためによいと思われる取り組みについては、「生徒指導や進路指導において、男女の区別なく能力をいかせるよう配慮する」、「授業に男女共同参画の意識を育てる内容を取り入れる」、「学校生活での児童・生徒の役割分担を男女同じにする」が上位となっており、男女平等な教育機会の確保や意識の醸成、基本的な分野における教育環境の充実が求められています。

子どもたちを「男らしく、女らしく」ではなく、「自分らしく」「個」を大切に育てていくとともに、生涯学習などの機会を通し、社会全体で固定的役割分担意識の変革を図っていくことが必要です。

### 【基本的な考え方】

家庭、地域、職場など様々な分野において、今なお根強く残っている「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表されるように、固定的な役割分担意識を前提とした制度・慣行は男女共同参画の推進を阻害する要因になるとともに、個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げています。

固定的役割分担意識が根強く残っている要因として、私たち自身が、日常生活の様々な場面において、無意識のうちに性別による優位性という固定概念をうえ付け・うえ付けられてしまっており、さらに、その積み重ねが固定的な役割分担意識に繋がっている状況を認識できていない事によると言えます。

性に関するあらゆる差別や偏見を無くし、個人を性別で分けるのではなく、お互いを一人の人間として尊重できる人に育てるには、子どもの頃から固定的な性別役割分担を意識させない教育環境を整えることが必要です。そのため、保育所や幼稚園、学校などで **LGBT等、性の多様性について理解を深めるジェンダー教育をはじめとする人権教育**の推進を図るとともに、生涯学習において男女共同参画の視点を盛り込んだ学習機会を推進していくなど、各種取り組みを推進します。

### 【具体施策】

具体的な施策	取り組みの内容	担当課等
① 固定的な性別役割分担を意識させない教育の推進	子どもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期において、家庭との連携のもと、保育所や幼稚園で固定的な性別役割分担意識を植え付けない教育を推進します。	こども課 学校教育課
② 学校教育でのジェンダー平等についての学習機会の充実	道徳の時間や総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、固定的な性別役割分担意識を植え付けない男女平等学習や、男女を問わず <b>LGBT等、性の多様性</b> について、配慮が必要であることを理解するためのジェンダー教育を含めた人権教育を推進します。	学校教育課
③ <b>男女混合名簿の導入</b>	学校現場などでの先進事例の収集・調査や、校長・教頭連絡会や教職員研修会での提案などを行い男女混合名簿を <b>導入</b> します。	学校教育課
④ 主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進	次世代を担う子どもたちが性別に捉われることなく、それぞれが望む進路を主体的に選択でき、幅広い分野に進めるよう、適切な進路指導やキャリア教育の推進に努めます。	学校教育課
⑤ 男女平等教育に関する研修の充実	保育士や教職員等の男女平等意識の高揚を図るため、研修機会の充実に努めます。	こども課 学校教育課

⑥生涯学習における男女共同参画に関する学習機会の充実	男女共同参画を進める地域リーダーの育成や社会的な性別役割分担意識の変革に向けて、各種講演会や講座等において、男女共同参画の視点に立った学習を推進します。	生涯学習文化課
----------------------------	--	---------

### 【家庭・地域・職場に期待する役割】

#### ○家庭では：

- ・男女を分け隔てなく育てるとともに、男女を問わず、子どもの頃から家事などを体験させましょう。
- ・「男だから」「女だから」といった不必要な言葉使いや区別は避けましょう。
- ・子どもの進路について、子ども自身に主体的に選ばせましょう。

#### ○地域では：

- ・女性会等に対して炊き出しを暗に強要するなど、男女で分けられている役割・慣習が地域の中にないか検証し、皆で改善に向けて話し合うなど見直しを行いましょう。

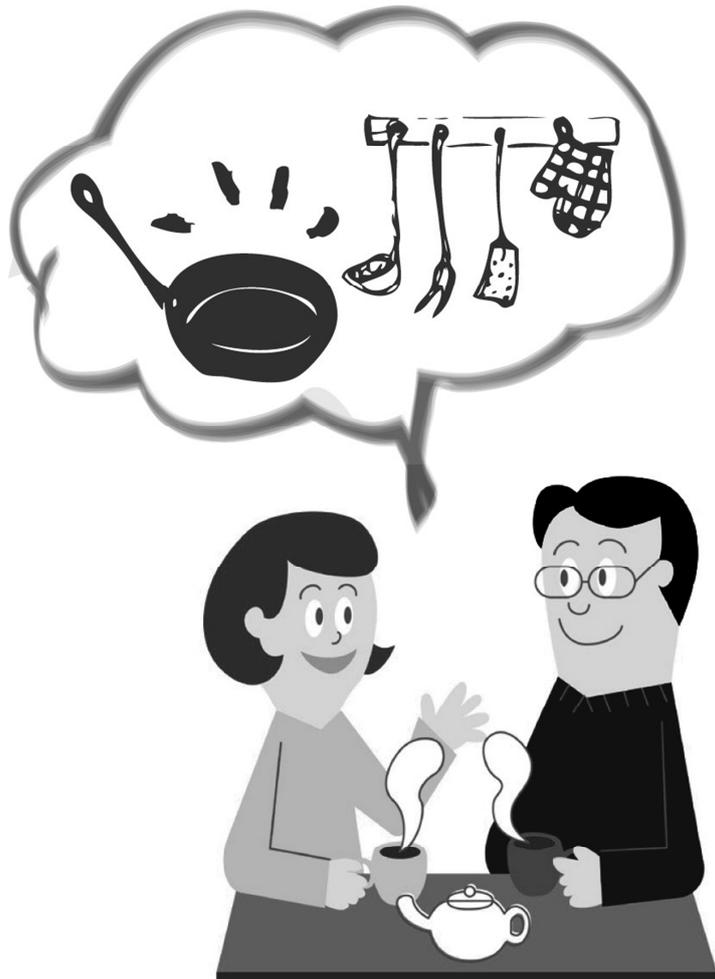
#### ○職場では：

- ・来客者へのお茶出し・片づけ等は気付いた人が行うようにするとともに、自分で飲むお茶などは自分で入れて、自分で片付けるようにしましょう。また、男性・女性従業員に対し、そうした意識改革を積極的に行い、性別役割分担意識を変革しましょう。

### 【行動計画】

施策	スケジュール			主管課	実施区分	関連する町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家庭	地域	職場
①固定的な性別役割分担を意識させない教育の推進	ジェンダー教育の推進			こども課 学校教育課	継続	○		
②学校教育でのジェンダー平等についての学習機会の充実	男女平等学習の推進 教職員への本計画の周知			学校教育課	充実			
③男女混合名簿の導入	事例の収集、校長・教頭連絡会や教職員研修会との調整 導入			学校教育課	新規			

施 策	スケジュール			主管課	実施 区 分	関連する 町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家 庭	地 域	職 場
④主体的な進路選択 を支えるキャリア教 育の推進	適切な進路指導・キャリア教育の推進			学校教育課	継 続			
⑤男女平等教育に関 する研修の充実	保育士・教職員等を対象とした研修 機会の充実			こども課 学校教育課	充 実			
⑥生涯学習における 男女共同参画に関す る学習機会の充実	男女共同参画の視点に立った各種 生涯学習講座等の実施			生涯学習文化課	充 実		○	



## 方針 2. 男女が共に健康で安心して暮らすための条件整備

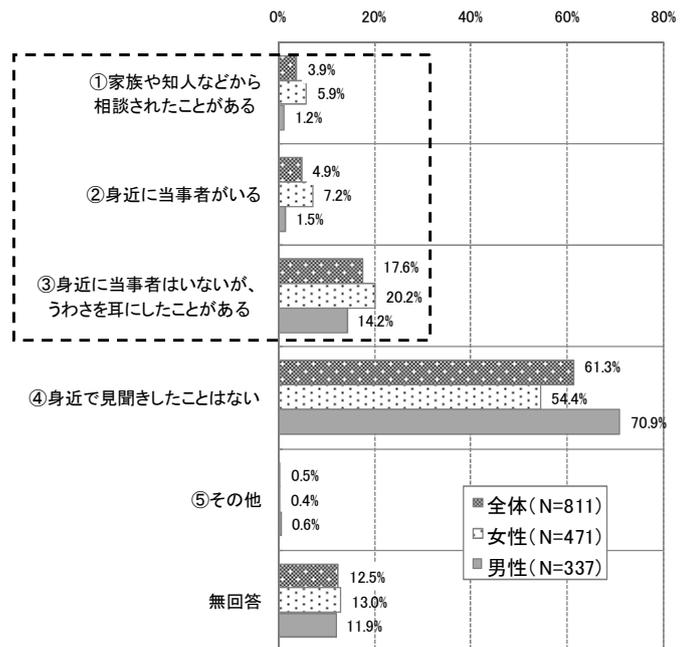
### (1) 人権意識の高揚及び女性に対する暴力の根絶

#### 【現状と課題】

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を実現するための最も基本的な理念です。DV（ドメスティック・バイオレンス）やセクシャル・ハラスメント、性犯罪などの女性に対する暴力は明らかに人権を侵害するものであり、男女共同参画社会の形成を阻害する重大な問題です。DVは個人的問題として社会の理解が得られにくい状況でしたが、各種法整備等に伴い、「DVは犯罪」という認識が高まっています。また、夫婦間等での暴力のある家庭では、子どもへの暴力を伴うことが多く、暴力を目にすること自体が子どもへの精神的な虐待になります。

児童虐待とDVが密接に関係していることから、南風原町では、こども課内にDVに関する相談窓口を設置するとともに、要保護児童等対策地域協議会を設置し、関係機関との連携体制のもと、虐待の早期発見・対応に努めています。

平成23年度に行った町民意識調査では、「身近に当事者がいる」、「家族や知人などから相談されたことがある」という回答もみられ、DVが身近にあることがうかがえます。また、配偶者や交際相手からDV行為を受けた経験について、何回も受けたという回答者も僅かにみられます。そうした中、身近で起きたDVへの対応について、「何もできなかった」という回答もみられ、相談窓口の周知などが求められる状況にあります。



一方、高度情報化が急速に進展・多様化する中で、私たちの生活の中にはメディアがもたらす様々な情報が氾濫しており、時に女性の人権に対する配慮を欠いた表現もみられるとともに、インターネットや携帯電話を利用した事件やトラブルも社会問題となっています。これらのメディアから発せられる情報は、私たちの日常の行動や意識に大きな影響を及ぼしていますが、それらの情報が全て正しいとは限らず、無意識のうちに偏った情報や故意に偏らせた情報などが、受け手に偏った影響を与えることもあります。女性の人権侵害を無くしていくためにも、情報メディアを主体的に読み解き、その真偽を見抜き・活用する能力を培っていく必要があると言えます。

### 【基本的な考え方】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫婦やパートナー間だけでなく元夫婦や恋人などの近親者に起こる暴力のことで、恋人間に起こるデートDVなども問題となっています。殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的に隔離することも含まれます。その一方で、身近な人や公的な相談機関などに相談することに抵抗を持つ被害者も多く、被害の実態が潜在化してしまうことが多いのも事実です。

加えて、インターネットや携帯電話、SNSの普及等、高度情報化社会の進展により、様々なインターネットトラブルや人権を侵害する様な間違った性の情報が氾濫するなど、大きな社会問題となっています。

人権意識の高揚を図るため、学校教育などでの人権教育の推進を図るとともに、個人の人権を侵害するDV（ドメスティック・バイオレンス）の防止に向けた取り組みの推進、相談・保護・救済体制の充実を図ります。また、町民のメディア・リテラシー（メディアによる情報を主体的に読み解き、自己発信する能力）の向上に努めます。

### 【具体施策】

具体的な施策	取り組みの内容	担当課等
①メディア・リテラシー育成講座の開催	メディアの流す情報に含まれる社会的固定概念等に対して敏感な視点を持つことができるよう、メディアの適切な利用や、情報を主体的に読み解き・発信する能力を養うメディア・リテラシー育成講座の開催を検討していきます。	企画財政課 学校教育課
②学校教育での人権教育等の推進	人権ガイドブックの活用をはじめ、道徳の時間や平和学習、総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、学校教育での人権教育やDV等の教育を推進します。	学校教育課
③DV・虐待等に対する情報提供の充実	配偶者や恋人等からの暴力を根絶するため、DV防止法の周知徹底を図るとともに、ポスター等各種広報媒体を活用し、身体的・精神的・性的暴力などの様々なケースがDVに該当することを周知します。また、関係各課との連携のもと、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法等の周知と合わせ、あらゆる暴力・性犯罪等の根絶に向けた効果的な周知活動を展開します。	企画財政課 こども課 保健福祉課 学校教育課
④DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実	DVやあらゆる性暴力の防止と被害者の保護を図るため、沖縄県女性相談所や南部配偶者暴力相談支援センター等、DVについての関係機関相談窓口の周知を行います。また、役場内においては、女性相談員の増員を図るなど、プライバシーに配慮した相談窓口の充実を図ります。	企画財政課 こども課

⑤ 要保護児童等対策地域協議会の充実	DVや各種虐待の防止、適切な被害者の対応に向け、要保護児童等対策地域協議会の充実を図るため各関係機関との連携を強化し様々な事例に迅速に対応できるよう努めます。	企画財政課 こども課 保健福祉課 学校教育課
⑥ 既存施設を活用したシェルター機能(一時保護所)の確保	沖縄県女性相談所との連携・調整を行う間、DV被害の一時的な保護の場所を連携して確保できるよう努めます。	企画財政課 こども課
⑦ 住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施	DV及び虐待加害者等が住民票の写し等を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止するため、被害者からの申し出により必要な支援措置を講じます。	住民環境課

#### 【家庭・地域・職場に期待する役割】

##### ○家庭では：

- ・ DV等、身の回りで起こっている人権侵害や暴力等に対しては、見逃すことなく通報するなど、適切に対応しましょう。
- ・ 情報を主体的に読み解き、発信する能力を身につけるとともに、性の商品化や性差別を助長するような表現をチェックし、人権尊重を阻害する要因を無くしていきましょう。
- ・ 命の大切さや人権について家庭内でも話し合みましょう。

##### ○地域では：

- ・ 子どものいじめなどを見かけた場合、地域の大人として注意するとともに、人権尊重に関する意識向上に向けた活動を行きましょう。
- ・ DVに悩んでいる人などがいた場合、相談に応じたり、相談窓口を紹介しましょう。また、DV被害者を発見した場合は警察などに通報しましょう。

【行動計画】

施策	スケジュール			主管課	実施区分	関連する町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家庭	地域	職場
①メディア・リテラシー育成講座の開催		メディア・リテラシー育成講座の開催		企画財政課 学校教育課	新規			
②学校教育での人権教育の推進	あらゆる機会を通じた人権教育の推進			学校教育課	継続			
③DV・虐待等に対する情報提供の充実	シンポジウムの開催			企画財政課 こども課 保健福祉課 学校教育課	充実	○	○	
④DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実	関係機関相談窓口の周知 プライバシーに配慮した相談窓口の充実			企画財政課 こども課	充実			
⑤要保護児童等対策地域協議会の充実	関係機関との連携強化による要保護児童等対策地域協議会の充実			企画財政課 こども課 保健福祉課 学校教育課	充実		○	
⑥既存施設を活用したシェルター機能（一時保護所）の確保	一時的な保護の場所確保に向けた調整実施			企画財政課 こども課	新規			
⑦住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施	住民票交付に際しての必要な支援措置の継続実施			住民環境課	継続			

## (2) 生涯にわたる健康づくりへの支援

### 【現状と課題】

誰もが生き活きと暮らせる社会にしていくためにも、男性・女性の生涯を通じた健康支援が求められています。特に、女性は男性と異なり妊娠・出産に伴う健康上の様々な問題に直面することがありますが、1994年（平成6年）にカイロで開催された国際人口開発会議において、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）が提唱され、全ての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることが求められたところです。また、女性の人権の一つとして、差別・強制・暴力などを受けずに、自己管理のもと自由かつ責任ある出産計画を立てることができるとされ、男女相互の尊重と同意、責任の共有の必要性が提唱されています。

南風原町では、各種健診等を通し、町民の健康づくり支援に努めていますが、受診率の向上が課題となっています。また、近年では若年出産等のハイリスク出産も増加傾向にあることから、男女が共に性に関する正しい知識を深めるため、発達段階に応じた性教育・思春期教育を充実させていくことが求められています。

また、平成23年度に行った町民意識調査では、老後の不安や悩みについて、男女とも「健康のこと」が上位となっており、生涯を通じた健康づくり支援の充実を図っていく必要があります。

### 【基本的な考え方】

男女がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し、思いやりをもって生きていくことは男女共同参画を推進していく上で重要なことです。生涯にわたり心身の健康を維持するには、年齢やライフステージに応じた健康対策を推進する必要があります。

また、女性は妊娠や出産をするという機会もあり、生涯を通じて男性とは異なる健康問題に直面することがあります。そうした中、女性の身体特性への理解や健康に対する理解が十分でない状況も見受けられます。特に、思春期から更年期などのライフサイクルを通し、女性自身がいつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかを選ぶ自由、自分の身体や性に関することは自分で決めるという自己決定権を尊重する考え方である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」は、広く町民に周知されているとは言えません。

一方男性は、女性に比べて自殺者が多く、ジェンダー的な社会的役割によって「男は仕事」という考え方が根強く残っていることもあり、仕事に関する悩みや問題などを相談出来ず精神面で孤立し、その結果自殺に至るということも少なくありません。そのため、固定的な役割意識の変革を図るとともに、自殺予防に関する啓発や相談窓口を周知する必要があります。

さらに、高齢者になっても、男女が共に生き活きとした生活を送るためにも、生涯を通じた健康づくりと、高齢者の様々な活動機会の創出による生きがいが求められます。

男女が生涯にわたり健康的な生活を送る事ができるよう、性教育や思春期教育をはじめ、様々なライフサイクルの中で健康づくり支援を図ります。

### 【具体施策】

具体的な施策	取り組みの内容	担当課等
①住民健診・がん検診の充実	男女が生涯にわたって心身共に健康に過ごせるよう、住民健診やがん検診などの保健事業を充実します。特に、女性については、妊娠・出産期の健康管理をはじめ、婦人がん検診の実施及び特定の年齢に達した女性に対する子宮頸がん・乳がんを受診の啓発を継続するなど性差に応じた支援に努めます。	保健福祉課 国民年金課
②リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理念について普及を図るため、講演会等の実施に努めます。	保健福祉課
③母性保護と母子保健の推進	妊娠出産に関する健康相談、保健指導、栄養指導等、母子保健サービスを推進します。	保健福祉課
④性教育・思春期教育の実施	男女がともに性に関する正しい知識を持ち、命の大切さや親になることの意義、人権尊重について理解と認識を深めるため、発達段階に応じた性教育・思春期教育を推進します。	学校教育課
⑤高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進	高齢になっても介護を必要とせず、生きがいを持って暮らせるよう、生きがい活動支援通所事業（地域型・施設型）等の介護予防事業の充実や、老人クラブ活動等への参加促進を図ります。特に、生きがい活動支援通所事業については男性の参加が少ないことから、参加促進を働きかけます。	保健福祉課
⑥高齢者の雇用に関する支援	高齢者への就労支援として高齢者に対する就労機会の拡大を企業へ啓発するなど、定年を迎えても働きたいという方への働く環境の整備を支援します。	産業振興課
⑦男性が相談しやすい環境づくり及び相談窓口の周知	「男は仕事」というような固定的な役割分担意識を変革させるために、様々な媒体を通じて男女共同参画の啓発を行うと共に、男性相談窓口について周知を行う。	企画財政課

### 【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・各種健診を必ず受けるようにするとともに、健康づくりや介護予防に取り組ましよう。

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念について学ぶとともに、いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかを夫婦で話し合しましょう。

○地域では：

- ・地域ぐるみで健康づくりや介護予防に取り組むとともに、地域住民として、生きがい活動支援通所事業などにボランティアとして積極的に参画しましょう。

○職場では：

- ・従業員の健診受診を徹底するとともに、健康づくりのため、スポーツ大会や、レクリエーション等の運動する機会を設けましょう。

【行動計画】

施策	スケジュール			主管課	実施区分	関連する町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家庭	地域	職場
①住民健診・がん検診の充実	住民健診・がん検診の充実 子宮頸がん・乳がんの受診啓発の継続実施			保健福祉課 国民年金課	充実	○	○	○
②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講演会等の実施			保健福祉課	新規	○	○	
③母性保護と母子保健の推進	妊娠出産に関する健康相談等、母子保健サービスの推進			保健福祉課	継続			
④性教育・思春期教育の実施	発達段階に応じた性教育・思春期教育の推進			学校教育課	継続			
⑤高齢者の生きがいづくりと介護予防の推進	介護予防事業・老人クラブ活動等への参加促進及び男性の参加促進に向けた働きかけの実施			保健福祉課	充実	○	○	
⑥高齢者の雇用に関する支援	高齢者に対する就労機会拡大の企業等への啓発			産業振興課	新規			○
⑦男性が相談しやすい環境づくり及び相談窓口の周知	男女共同参画の意識啓発及び男性相談窓口の周知			企画財政課	新規	○	○	○

## 方針3. 家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり

### (1) 家庭生活における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

近年、価値観の多様化や人々の意識の変化により、男女ともに仕事と家庭生活等を大事にしたいといった仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方を増え持った人が増えてきました。

平成23年度に行った町民意識調査では、家庭での男女の役割分担について、男女とも「必要に応じて男性も家事を行った方が良い」が6割以上を占め最も多く、次いで「男女は家庭でも平等に役割分担をする方がよい」となっています。この様に、男性側の家事や育児への参加意識は高いものの、家庭内での分担をみると、家事や育児等、ほとんどの項目で『妻』が行っている割合が高く、特に家事についてはほとんどを妻が担っている状況にあります。

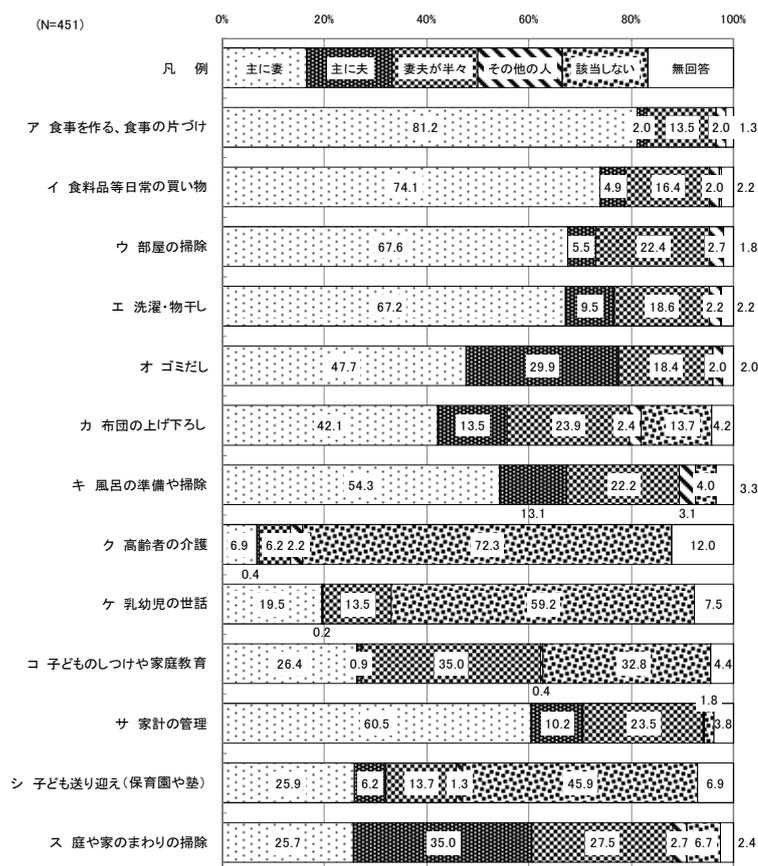
また、仕事と家庭の両立のために必要な事柄として、男性の家事への参加意識を高めたり、育児や介護などを支援する制度の導入などが求められています。

南風原町では、「南風原町次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、保育サービスの充実や、仕事と子育ての両立支援に向けた各種取り組みを進めていますが、今後ともその充実を図るとともに、男性の家事・育児への参加促進を図っていく必要があります。

#### 【基本的な考え方】

家庭生活において、家事や子育て、介護は女性の役割という意識が未だ強く残っています。そうした中、核家族化や地域の連帯意識の希薄化等により、子育て中の母親が地域で孤立するなど、深刻な課題も顕在化してきています。

男女がともに家族の一員として責任を持ち、家事、育児、介護等を担うことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の周知等をするるとともに各種支援サービスの充実を図ります。



【具体施策】

具体的な施策	取り組みの内容	担当課等
①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保たれるよう、男女ともに働き方の見直しについて啓発を図ります。	企画財政課
②子育て支援の充実	仕事と子育ての両立や、子育てが安心してできる環境を整備するため、通常保育をはじめ多様な保育サービス、幼稚園での預かり保育、学童クラブの充実、認可外保育施設への支援等に努めます。また、子育て支援拠点事業の周知に努めるとともに、地域で子育てを応援する仕組みづくりの推進や男性の参加促進を働きかけます。	こども課
③介護サービス等の充実	介護サービスの充実を図るとともに、地域で高齢者や障がい者を支援するボランティア等の育成・支援に努めます。	保健福祉課
④ファミリーサポートセンター事業の周知及び利用促進	ファミリーサポートセンター事業について、町民への周知・利用促進を図ります。また、町民に対し、サポート会員としての参画を広く呼びかけます。	こども課
⑤男性に向けた各種研修会、講座等の開催	男性を対象とした料理教室や講座等の実施により家事能力の向上を図り男性の育事や家事への積極的に取り組むことを啓発することで家事・育児を男女で分担するきっかけ作りを支援します。	生涯学習文化課
⑥マタニティ教室等への父親の参加促進	マタニティ教室への父親の積極的な参加を促し、出産の喜びと苦労を両親で分かち合い、支えあっているように努めます。	保健福祉課
⑦「家庭の日」の普及・啓発	家族がともに過ごす時間を持つように心がけることを推進するため、「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及運動の周知や、児童生徒に対し絵画・ポスターコンクールへの応募を働きかけます。	生涯学習文化課 学校教育課
⑧家庭学級の推進	各小・中学校PTAの文化教養委員が中心となり、家庭教育に関する学習会や親子のふれあい事業、小中6校合同の「教育講演会」を開催する「家庭教育学級」を推進します。併せて父親の参加や、男女共同参画をテーマにした学習機会の創出も働きかけます。	生涯学習文化課 学校教育課
⑨家族介護支援事業の充実	自宅で家族を介護している方を支援するため、介護の方法等を学ぶ家族介護教室や、他の家族との交流等を通して介護疲れを軽減する家族介護者支援交流事業を継続します。また、介護は性別に関係なく家族全員、社会全体で担うという認識のもと、家族介護教室への男性の参加促進を働きかけます。	保健福祉課

**【家庭・地域・職場に期待する役割】**

○家庭では：

- ・仕事と家庭のバランスの取れた働き方・家庭のあり方を夫婦で共に考えるとともに、家庭教育学級や介護教室等に積極的に参加しましょう。
- ・家事や育児、介護を夫婦で分担するようにしましょう。

○地域では：

- ・地域の子育て家庭を支援するため、ファミリーサポートセンターのサポート会員への参画や、地域ぐるみによる子育て支援に努めましょう。

○職場では：

- ・事業主として、男女とも仕事とその他の生活を両立できる就業形態となるよう、労働条件・環境整備の向上に努めましょう。

**【行動計画】**

施策	スケジュール			主管課	実施区分	関連する町民の生活領域			
	前期	中期	後期			家庭	地域	職場	
①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	働き方の見直しに関する啓発			企画財政課	新規	○		○	
②子育て支援の充実	多様な保育サービス・預かり保育等の継続・充実			こども課	充実		○		
	子育て支援拠点事業の周知							○	
	地域で子育てを応援する仕組みづくりの推進、男性の参加促進に向けた働きかけの実施								
③介護サービス等の充実	介護サービスの充実促進			保健福祉課	充実		○		
	高齢者や障がい者を支援するボランティア等の育成・支援								

施 策	スケジュール			主管課	実 施 区 分	関連する 町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家 庭	地 域	職 場
④ファミリーサポートセンター事業の周知及び利用促進	事業の周知、サポート会員の参画呼びかけ			こども課	継続			
⑤男性に向けた各種研修会、講座等の開催	料理講習・講座等の実施			生涯学習文化課	新規	○		
⑥マタニティ教室等への父親の参加促進	父親の参加促進に向けた啓発実施			保健福祉課	継続	○		
⑦「家庭の日」の普及・啓発	家庭の日普及運動の周知、絵画・ポスターコンクールへの応募働きかけ			生涯学習文化課 学校教育課	継続	○	○	
⑧家庭学級の推進	家庭教育学級の推進、父親の参加促進 家庭教育学級における男女共同参画に関する学習機会創出			生涯学習文化課 学校教育課	充実	○	○	
⑨家族介護支援事業の充実	家族介護者支援交流事業の継続、家族介護教室への男性の参加促進			保健福祉課	継続	○	○	

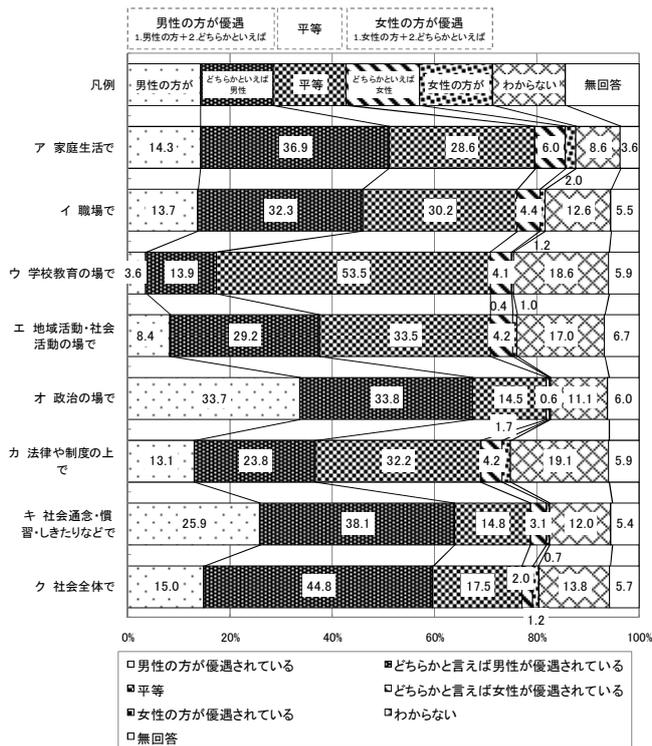
## (2) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進

### 【現状と課題】

沖縄には優れた文化がたくさんあります。私たちの先祖は、祭りや地域における様々な行事においても、沖縄の伝統を誇りに心豊かに育み、つつがなく受け継いできました。しかしながら、「トートーメー」の継承については多くのタブーを抱えており、同一血族でも女性は位牌を継承できないなど、長い歴史による因習、慣習が潜在意識として根付いています。

平成23年度に行った町民意識調査において、各分野で男女の地位が平等になっているかたずねたところ、「社会通念・慣習・しきたり」の分野では、『男性の方が優遇されている』（男性の方が優遇+どちらかといえば男性が優遇）が6割強を占めている状況にあります。また、「地域活動・社会活動の場」の分野においても、3割強が『男性の方が優遇されている』と回答しています。

男女共同参画社会を形成し、活力ある地域社会を築くためにも、社会通念・慣習での男性優位を見直すきっかけづくりをしていくとともに、誰もが参画・協力し合える地域社会づくりが必要と言えます。



### 【基本的な考え方】

地域社会における慣行・行事などにおいても、固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。町民一人ひとりが個性や能力を発揮して、活力ある地域社会を築くには、男女の性別を問わず、誰もが参画・協力し合える地域社会づくりが必要です。

そのため、地域における社会制度や慣行の見直しを図るなど、地域活動などに男女が共に参画できるようにしていくとともに、まちづくりにおいて男女に捉われない様々な町民の参画を図ります。

### 【具体施策】

具体的な施策	取り組みの内容	担当課等
① 町民の自治会活動等への参加促進	性別に捉わられることなく多様な考え方が地域づくりに活かされるよう、自治会活動や、環境・防犯・防災など様々な地域活動への町民の参画を促進します。	総務課 企画財政課 全庁
②社会制度・慣行の見直しと意識づくり	家庭、職場、地域社会などにおける社会制度や慣行(社会通念・習慣・しきたり)について、男女が社会の一員として対等な立場で意思表示や意思決定をし、自らの責任を果たせるようにしていくなど、意識の啓発に努めます。	企画財政課 関係課
③協働のまちづくりの促進	各種審議会、委員会において、可能な限り公募での委員を募集し、男女にとらわれない様々な意見を取り入れ町民と協働のまちづくりを推進します。	全庁

### 【家庭・地域・職場に期待する役割】

#### ○家庭では：

- ・男女を問わず、自治会活動等の地域活動に積極的に参加しましょう。
- ・トートナー問題などについて、夫婦や親族同士で話し合う機会を設けましょう。

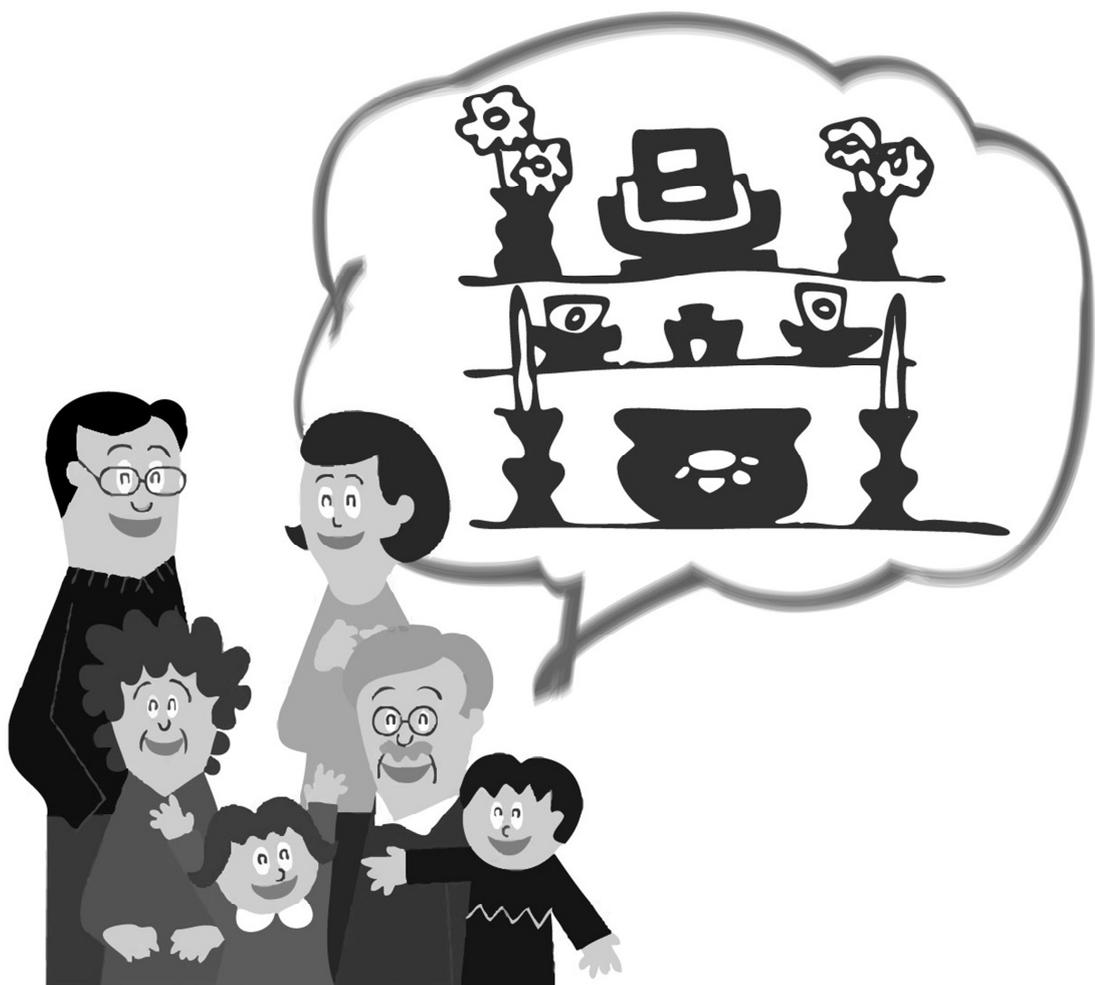
#### ○地域では：

- ・自治会活動や、環境・防犯・防災など様々な地域活動への女性の参画を促しましょう。
- ・地域住民に対し、トートナーは長男が継ぐべきといった風潮を押し付けることが無いようにしましょう。

### 【行動計画】

施策	スケジュール			主管課	実施区分	関連する町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家庭	地域	職場
①町民の自治会活動等への参加促進	自治会活動等、各種地域活動への町民の参画促進			総務課 企画財政課 全庁	充 実		○	
②社会制度・慣行の見直しと意識づくり	各種広報・パネル展等の機会を通じた意識啓発の実施			企画財政課 関係課	継 続	○	○	

施 策	スケジュール			主管課	実 施 区 分	関連する 町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家 庭	地 域	職 場
③協働のまちづくり の促進	各種審議会・委員会における 公募での委員募集の推進			全庁	充 実			



### (3) 職場における男女平等の実現・生活上の困難に直面する男女への支援

#### 【現状と課題】

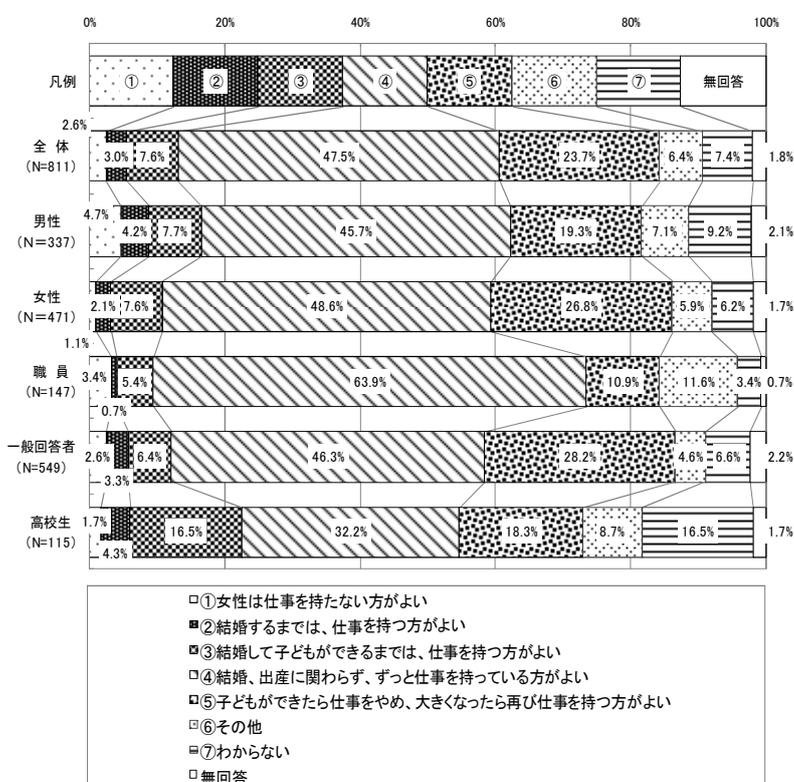
我が国の女性の有業率を年齢階級別にみると、30～39歳の年代で落ち込みがみられるなど、女性のライフサイクルの典型（M字曲線）の一端が垣間見えます。これは、一旦就業した女性が、結婚・出産・子育てを経て再び労働市場に戻るライフコースを示していると考えられるとともに、女性については結婚・出産・子育てを行う年代の層で、就労を希望していても継続できない、あるいは仕事と子育ての両立ができない環境にあることがうかがえます。女性にとって仕事に就くことは、単に生計維持だけではなく、「働く喜び」や「社会参加」の側面もあります。また、少子高齢化による人口減少が進む中、将来的な労働力不足を回避するためにも、女性の就労の支援と環境の整備が求められていると言えます。

平成23年度に行った町民意識調査において、女性が仕事を持つことについての考え方をたずねたところ、回答者の5割弱が「結婚、出産に関わらず、ずっと仕事を持っている方がよい」としており、仕事を持つことに肯定的な意見が多く見られました。

一方で、職場での男女差があるかたずねたところ、すべての項目で『平等』が最も多かったものの、『男性の方が優遇されている』（男性の方が優遇+どちらかと言えば男性が優遇）という回答も多く、特に「賃金・昇進・昇格」、「募集や採用の条件」、「人事配置」などで男性の優位が目立っています。

職場における格差是正や、結婚・出産後も就労を継続できるようにしていくためには、雇用者の意識改革に向けた啓発が必要であるとともに、仕事と家庭生活のバランスがとれる環境づくりが求められます。

さらに近年、我が国では、非正規雇用の増加等により、家庭を持つことをあきらめざるを得ない若者が急増しているとともに、離婚の増加等により、ひとり親家庭も増えています。平成22年度に国が策定した「第3次男女共同参画基本計画」においても、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」が基本方向の一つに加えられているなど、男女共同参画にも関わる社会問題として認識されており、こうした生活上の困難に直面している町民に対する支援も求められていると言えます。



### 【基本的な考え方】

雇用の分野において、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、生きがいを持って暮らしていく社会を実現していく必要があります。しかしながら、女性については、結婚・出産・子育て期において、就労を希望しても継続が困難、子育てと仕事の両立が難しいといった実態があると言えます。育児や介護への男性の参加を望む女性が多い状況にあり、働き方の見直しや、雇用する側の理解が不可欠と言えますが、本町には中小企業が多く、産休をはじめ、育児・介護休業制度の利用も難しい状況にあると言えます。

一方で、離婚等の増加により、本町においても母子家庭や父子家庭等、生活上の困難に直面しやすいひとり親家庭が増加傾向にあります。また、雇用・就業構造の変化が進む中、非正規雇用の増大もみられ、家庭を持ち自立した生活を送ることを諦めてしまう若者も増えています。

雇用や待遇において、男女が等しく適切な評価を受けられるよう、男女雇用機会均等法の普及・啓発を図ります。また、育児や介護を行う世帯を支援できるよう職場環境の整備を行うとともに、父親の育児参加・働き方の見直しといった意識啓発を図ります。

また、経済的な支援やキャリア教育等により、貧困など生活上の困難に直面する男女への支援を図ります。

### 【具体施策】

具体的な施策	取り組みの内容	担当課等
① 男女の均等な雇用機会等の確保	職場において、採用・昇進・配置・教育訓練等で性別によって不利な扱いを受けることがないよう、事業所等への男女雇用機会均等法の普及・啓発を行います。また、パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者等の適切な処遇・労働条件の改善に向けて、パートタイム労働法の普及・啓発を図ります。 加えて、パワー・ハラスメントにより、労働者が不当な扱いを受けることがないよう、「パワー・ハラスメント」の周知に努めます。	企画財政課 産業振興課 関係課
② 各種ハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ、パタハラ等）対策の周知	誰もが働きやすい職場環境としていくため、事業主に対し、職場の各種ハラスメント対策として雇用管理上講ずべき措置の周知を行い、認識の向上や適切な対処体制の構築等を促進します。	産業振興課 関係課
③ 働く女性への妊娠中・出産後の配慮	女性労働者が妊娠中・出産後において健康で働きやすい職場づくりをめざすとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いを受けないよう、啓発を行います。	産業振興課 関係課

④育児・介護を支える職場環境の整備	仕事と家庭生活の両立に向けて、事業所に対し育児休業制度や介護休業制度の導入を働きかけるとともに、男女ともに育児休業・介護休業等が取得しやすい環境づくりを促進します。	産業振興課 関係課
⑤父親の働き方の見直し・育児参加等への啓発	厚生労働省のイクメンプロジェクトサイトについて周知を図るなど、父親の働き方の見直し、育児参加に関する啓発を行います。	産業振興課 関係課
⑥就労環境改善の啓発	就業環境の改善を図るため、労働時間等設定改善法、最低賃金等について町内企業への広報・啓発を行います。	産業振興課 関係課
⑦女性の再就職支援に向けた情報提供	出産や子育てから手が離れた後の女性の雇用について、関係機関との連携のもと、就職情報や講座に関する情報提供等に努めます。	企画財政課 産業振興課 関係課
⑧働く男女の健康管理対策の実施	長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保や職場における健康管理を進めます。	総務課 関係課
⑨ひとり親家庭への支援・自立の促進	母子父子家庭医療費助成事業の継続実施等によりひとり親家庭の負担軽減を図ります。また、母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関等との連携のもと、自立に向けた生活就労支援や相談事業などの支援策の実施に努めます。	こども課
⑩子どもの孤立（貧困）の防止に向けた支援体制の構築	全国に比べて特に深刻な沖縄の子どもの孤立（貧困）やその他の問題を抱えている家庭への支援を行います。	こども課
⑪若年期の自立支援に向けたキャリア教育等の充実	働く自信がないなどの悩みをもつ若者の自立支援を図るため、支援プログラムの作成や社会的自立・職業的自立の支援を行う「地域若者サポートステーション」の紹介を行います。 また、社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、沖縄県との連携のもと「みんなでグッジョブ運動」の推進を図り、若年者等の就業意識向上や雇用の創出に向けて取り組みます。	産業振興課
⑫家族従業者への支援	農業などにおいて女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるよう家族経営協定の確立の普及を促進します。	産業振興課

#### 【家庭・地域・職場に期待する役割】

##### ○家庭では：

- ・男性も可能な限り育児休業や介護休業の取得を図りましょう。

○職場では：

- ・男女を問わず育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりに努めましょう。
- ・セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの無い職場環境づくりに取り組みましょう。併せて、相談体制づくりに取り組みましょう。
- ・非正規雇用から正規雇用に改めていくなど、雇用条件の改善に努めましょう。

【行動計画】

施策	スケジュール			主管課	実施区分	関連する町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家庭	地域	職場
①男女の均等な雇用機会等の確保				企画財政課 産業振興課 関係課	充実			○
	男女雇用機会均等法等の周知							
	パワー・ハラスメントに関する周知							
②各種ハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ、パタハラ等）の防止				産業振興課 関係課	充実			○
	雇用管理上講ずべき措置の周知							
③働く女性への妊娠中・出産後の配慮				産業振興課 関係課	充実			○
	啓発の実施							
④育児・介護を支える職場環境の整備				産業振興課 関係課	充実	○		○
	育児休業制度・介護休業制度導入の働きかけ							
	育児休業・介護休業を取得しやすい環境づくりの促進							
	南風原町男女共同参画情報誌での育児休業を取得した男性の声の紹介							
⑤父親の働き方の見直し・育児参加等への啓発				産業振興課 関係課	充実	○		○
	イクメンプロジェクトサイトの周知							
	父親の育児参加等に関する啓発							

施策	スケジュール			主管課	実施区分	関連する町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家庭	地域	職場
⑥就労環境改善の啓発				産業振興課 関係課	充実			○
⑦女性の再就職支援に向けた情報提供				企画財政課 産業振興課 関係課	継続			○
⑧働く男女の健康管理対策の実施				総務課 関係課	充実			○
⑨ひとり親家庭への支援・自立の促進				こども課	充実			○
⑩子どもの孤立（貧困）の防止に向けた支援体制の構築				こども課	継続	○	○	○
⑪若年期の自立支援に向けたキャリア教育等の充実				産業振興課	充実			○
⑫家族従業者への支援				産業振興課	継続	○	○	○

## 方針 4. 女性の能力を活かすための積極的方策の推進

### (1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大

#### 【現状と課題】

男女が社会の対等な構成員として活躍することができる社会を形成し、多様な町民の視点や考え方をまちづくりに反映させていくためにも、あらゆる分野における政策等の立案及び意思決定において、男女が対等に参画することが必要かつ望ましい姿と言えます。

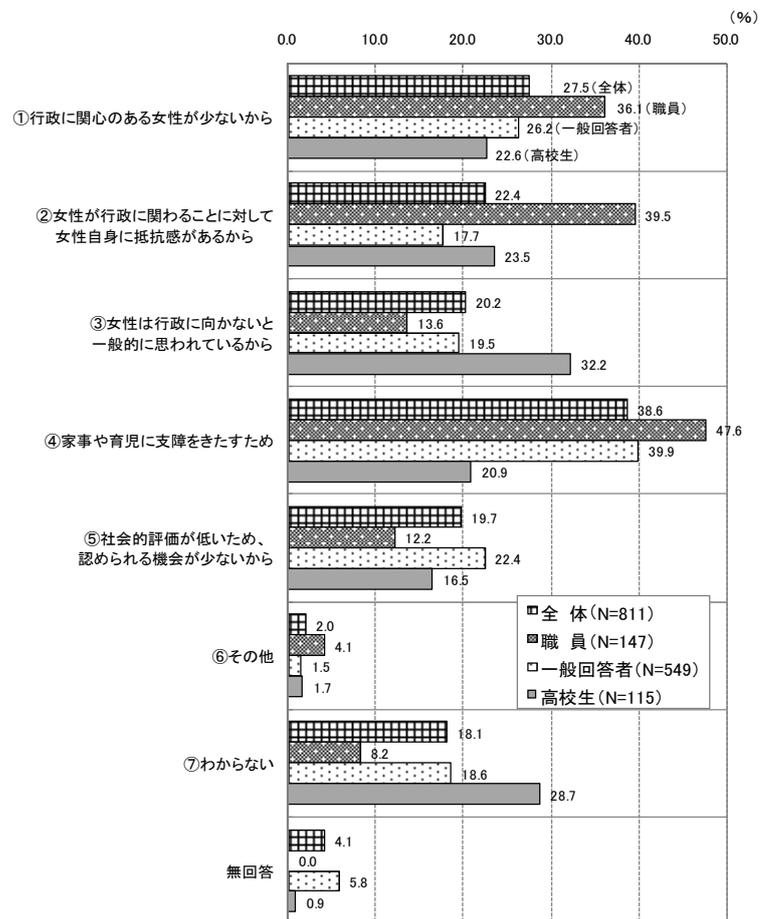
そうした中、南風原町の各種審議会・委員会等の女性登用の割合をみると、平成 23 年 4 月 1 日現在で 32.8%と低い状況にあり、女性委員のいない審議会等もあります。また、町職員の管理職登用状況については、管理職総数 23 名のうち女性管理職はわずかに 1 名と圧倒的に少ない状況にあり、政策・意思決定過程への女性の参画が進んでいるとは言い難い状況にあります。

平成 23 年度に行った町民意識調査において、町政に女性の意見が反映されているかをたずねたところ、「十分反映されている」は 1 割に満たない状況となっています。また、行政で委嘱する委員に女性委員が少ない理由をたずねたところ、家庭との両立の難しさや、行政等に対しての女性の積極的な姿勢の不足、社会全体の認識不足が理由としてあげられています。

今後においては、職場や地域、行政等あらゆる分野で女性の意識を高めていくとともに、女性の能力を十分に発揮できるような支援や環境づくりを行うなど、政策・意思決定過程への女性の参画を進めていくことが求められます。

#### 【基本的な考え方】

政策等の立案及び決定過程において、多様な視点や考え方を反映させることができるよう、男女が対等に参画することが必要かつ望ましい姿と言えます。しかしながら、本町に



における各種審議会等の女性登用率は、平成 23 年度現在で 32.8%と低い状況にあります。男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画していくためにも、参画機会・活躍機会の充実が求められます。加えて、行政においては、男女共同参画推進の模範となることが期待されていると言えます。

今後においては、あらゆる分野での男女の意識を高め、女性の能力を十分に発揮できるような支援や環境づくりを行っていく必要があります。また、キャリア形成・チャレンジ意欲の向上に向け、女性の意識改革の阻害要因を取り除くなど、支援策を充実していく必要があります。

そのため、各種審議会や委員会等の意志決定の場における女性の登用率の向上を旨とするとともに、役場女性職員の管理職登用を促進していくなど、積極的改善措置（ポジティブアクション）の働きかけを行います。また、女性の声が活かされるよう、町内で活躍する女性の紹介・人材リストへの登録等を図ります。

#### 【具体施策】

具体的な施策	取り組みの内容	担当課等
①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上	審議会・委員会委員の選任方法について、可能な限り公募による委員を募集するなど女性委員が登用されやすいように見直しを図り、幅広い人材の登用に努めます。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、第四次総合計画の目標値である女性委員比率の 50%に向けて積極的に取り組みます。	全庁
②役場女性職員の管理職等への登用促進	女性職員について、研修などへの積極的な参加を促すとともに、やる気のある女性の昇任・管理職への登用、職域の拡大を図るなど、積極的改善措置（ポジティブアクション）の働きかけを行います。 また、このような女性職員をサポートするため、多くの職員の理解がある環境を整備します。	企画財政課 総務課
③人材に関する情報の収集と発掘	町民の参画・協働を図る様々な場面において、女性団体長のリストを活用していくとともに、その更新を図ります。併せて、各分野で活躍する町内の女性人材について、個人情報に配慮しつつ収集・整理・発掘を行い、女性人材リストとしての充実を検討します。	企画財政課
④民間企業・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施	民間企業や商工会等関係団体、自治会等に対し、女性の登用・女性管理職登用の啓発に努めます。また、広報紙等を活用し、女性自治会長や女性起業家・事業者等の女性リーダーの紹介を行うなど、意識啓発に努めます。	産業振興課
⑤防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用	町の地域防災計画や災害時の避難や被災後の生活での様々な問題を解決するために女性や障がいを持った方の視点を取り入れたり、防災会議の委員などに登用するよう努めます。	総務課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・男女共に各種審議会・委員会等、まちづくりの様々な場に積極的に参画しましょう。
- ・地域の役職などに女性も積極的にチャレンジしましょう。

○地域では：

- ・男女を問わず優れた人材を役職として登用するなど、男女共同参画による地域づくりに努めましょう。

○職場では：

- ・男女を問わず優れた人材を管理職として登用するなど、公平な職場環境創出に努めましょう。

【行動計画】

施策	スケジュール			主管課	実施区分	関連する町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家庭	地域	職場
①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上				全庁	充実		○	
	女性委員比率の向上に向けた取り組みの推進							
②役場女性職員の管理職等への登用促進				企画財政課 総務課	充実			○
	研修などへの女性職員の積極的参加の促進							
				企画財政課	新規			○
③人材に関する情報の収集と発掘				企画財政課	充実		○	
	女性団体長人材リストの活用・更新							
				企画財政課	新規		○	
			女性人材リストとしての充実検討及び人材リスト登録者の募集実施					

施 策	スケジュール			主管課	実 施 区 分	関連する 町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家 庭	地 域	職 場
④民間企業・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施	各種広報・パネル展等の機会を通じた女性の登用・女性管理職登用の促進			産業振興課	新規		○	○
	男女共同参画情報誌での女性自治会長、女性起業家・事業者等の女性リーダーの紹介実施							
⑤防災の分野に関する意見の反映や委員の登用	防災会議委員等への女性・障がい者等の登用			総務課	新規		○	



## (2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実

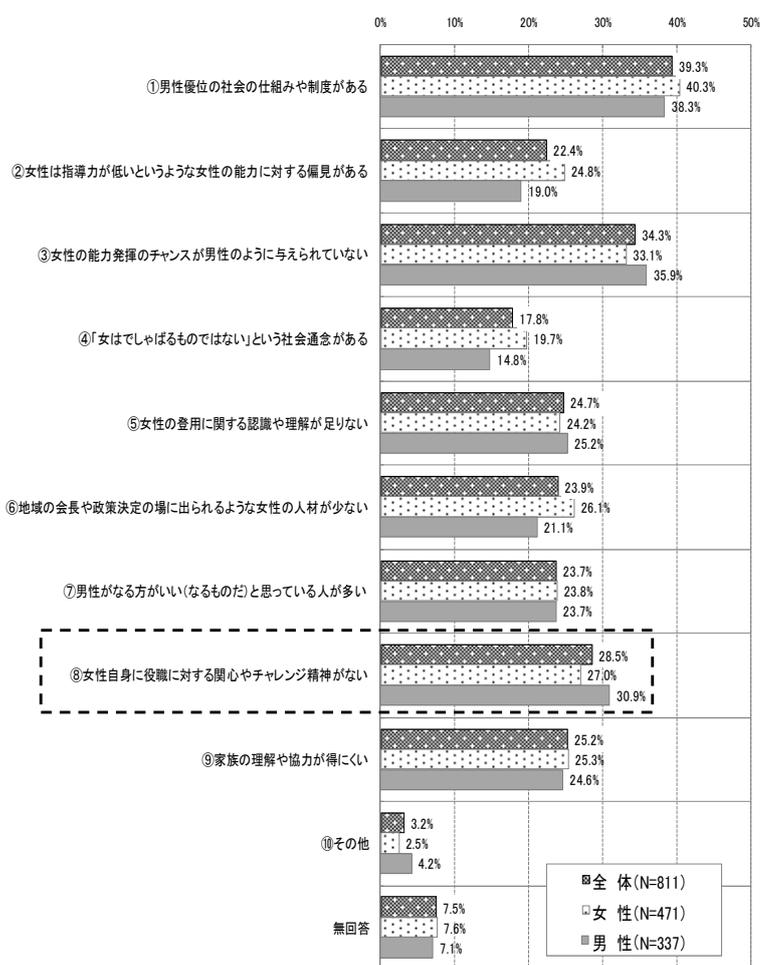
### 【現状と課題】

女性が家庭、地域、職場等において自立した生き方をするためには、女性はその能力を十分に発揮できるように自ら努力するとともに、社会的支援策として能力開発・人材育成を行っていくことが求められます。

そうした中、南風原町では、「女性の翼」への派遣を行っており、地域やまちづくりにおける女性リーダーの育成に向けて取り組んでいます。また、女性のエンパワーメントと交流につながる取り組みとして女性団体等交流会の開催を行っています。

平成23年度に行った町民意識調査において、首長や議員、管理職などへの女性の参画が少ない理由をたずねたところ、「女性自身に役職に対する関心やチャレンジ精神がない」という回答が3位となっており、女性の側にキャリア形成・チャレンジ意欲が低い状況もうかがえます。

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍でき、かつ責任を担う力を養うためにも、女性のキャリア形成・チャレンジ意欲を高めることが求められているとともに、町民団体への意識啓発等により、名実ともに女性がリーダーと成り得る環境づくりを促していくことが必要と言えます。



### 【基本的な考え方】

男女共同参画社会を実現するためにも、男女が共に自立した人間として自分らしい生き方を追求していくことが必要です。そうした中、これまで固定的役割分担意識等の要因から、女性については自分の能力や可能性を発揮する機会が少なかったことも否めない状況にあります。

女性が家庭、地域、職場等において自立した生き方をするためには、女性はその能力を

十分発揮できるように自ら努力するとともに、牽引していく存在となる女性リーダーの発掘・育成を図っていく必要があります。

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活動することができ、かつ責任も担える力を養うため、女性のエンパワーメントや自立支援のための講座実施等を図ります。

#### 【具体施策】

具体的な施策	取り組みの内容	担当課等
①女性リーダーの育成	各団体や地域等で活動する女性リーダーの育成に向け、国内外の各種研修への派遣を継続するとともに、女性リーダー研修の実施や女性のエンパワーメントにつながる生涯学習講座等の実施に努めます。	企画財政課 生涯学習文化課
②女性団体連絡協議会の設立支援	女性のエンパワーメントと交流につながる取り組みである女性団体等交流会を発展させ、女性団体の連携を図りながら町女性団体連絡協議会の立ち上げを支援します。	企画財政課
③女性のための職業能力開発講座等の充実	関係機関等との連携のもと、女性の能力開発のための講座の実施・充実に努めます。	企画財政課 生涯学習文化課
④女性起業家への支援	町商工会等の関係機関と連携し、女性起業家育成のための講座の実施、情報提供や相談を行います。	産業振興課

※エンパワーメント・・・「力をつけること」の意で、一人ひとりが社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

#### 【家庭・地域・職場に期待する役割】

##### ○家庭では：

- ・女性は自らの意思で行動できる自立した生活を送るため、エンパワーメントのための講座や講演会等に積極的に参加するなど、一人ひとりが意欲・能力を高めましょう。
- また、男性はそれを支援しましょう。

##### ○地域では：

- ・自治会等においては、幅広い人材の活用とリーダーの育成に努めましょう。
- ・女性団体同士の交流を充実していくとともに、女性のエンパワーメントに資する取り組みや情報交換などを行いましょ。

##### ○職場では：

- ・資格取得や職業能力開発にチャレンジする意欲を高めるため、女性従業員の能力開発講座等への参加促進等を行いましょ。

【行動計画】

施策	スケジュール			主管課	実施区分	関連する町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家庭	地域	職場
①女性リーダーの育成	各種研修事業への派遣継続			企画財政課	継続		○	○
	女性リーダー研修の実施			企画財政課 生涯学習文化課	新規		○	○
	エンパワーメントにつながる生涯学習講座の実施			企画財政課 生涯学習文化課	新規		○	○
②女性団体連絡協議会の設立支援	女性団体連絡協議会の立ち上げ支援			企画財政課	新規		○	○
	お互いの連携方策・役割分担等、テーマを設けた意見交換の場としていくための運営支援							
③女性のための職業能力開発講座等の充実	女性の職業能力開発講座の実施・充実			企画財政課 生涯学習文化課	新規			○
④女性起業家への支援	女性企業家への各種支援			産業振興課	継続		○	○

## 方針 5. 平和への貢献、国際協調と文化の創造

### (1) 平和の継承と発信

#### 【現状と課題】

男女共生社会の原点には、人権が尊重された“人と人”としての社会の構築が大前提となりますが、この個人と社会の理念を最大限に脅かすものとして戦争があります。戦争は生命、財産、家族、文化の破壊であり、とりわけ女性や子供たちに多くの犠牲を強いることとなります。そして、今日においても世界各地で戦争や紛争が続く状況がみられます。

沖縄県は去る太平洋戦争で国内唯一の地上戦を経験し、計り知れないほどの人的・社会的・文化的な犠牲を被りました。そして、その過酷な経験の記憶が人々の語り、学校教育、地域の慰霊祭などにおいて受け継がれています。本町も例外ではなく、首里・那覇に隣接し陸軍病院を抱えながら経験した激戦地としての記憶が、地域社会の至るところに染みついていきます。本町はアジアや世界に、そして次代を担う子供たちに、恒久平和の理念を発信する社会的責任を持った地域だと言えます。

しかし今日、戦争世代の高齢化に伴い記憶の継承が急がれる一方で、物質的豊かさによる平和的ムードへの陶醉も若年層を中心に多々見られます。今日でも世界各地で頻発する戦争と紛争、そして強大な米軍基地を身近におく日常生活において、恒久平和を願う心を語り継ぎ、発信することが必要です。

本町においては、町行政の最上位計画である「第四次南風原町総合計画」において、計画理念の一つに『平和』を位置付け、『ともにつくる黄金南風の平和郷』を将来像とするなど、平和の心を大切にまちづくりの推進を図っています。近年では、NPO法人等も結成され、男女を問わず多様な年代の町民が参画し、平和の心を発信しています。今後とも、記憶の継承を含めた平和教育・学習や平和を発信する取り組みを通し、世界中の誰もが共に安心して暮らしていくことのできる社会を築いていくことが求められます。

#### 【基本的な考え方】

過去の大戦では本町においても女性や子供を問わず、多くの町民が犠牲となりました。私たちの祖先が平和を強く願ってきた心は、豊かなコミュニティ社会や歴史的・文化的遺産として今日でも町民に受け継がれています。世界では現在も紛争が後を絶たない中、恒久平和を希求する町民の心を、国内はもとより世界に向けて発信し続けていく必要があります。その一環として、これまでの平和事業の蓄積を活かしながら、さらに今日の社会状況や国際情勢に対応した平和教育・平和学習・平和交流の各事業を推し進めていく必要があります。

今日、去る大戦から60年以上が経過した中で、戦争体験者の減少と高齢化に伴い、記憶の継承が急がれます。とりわけ、直接の語りかけよりもメディア映像として戦争を学習している若年層の世代では、そこから派生する生命や人権の問題まで主体的に理解するため

の効果は限られています。今後、家庭、地域、そして学校などの教育現場で直接的な語りかけによる“主体的に考える”平和学習がさらに必要となってきます。

戦争の記憶を風化させることなく平和に関する教育・学習の機会に多く触れられるよう、証言記録の収集・展示や学校での特別授業の実施、沖縄陸軍病院南風原壕群での戦跡案内等、戦争体験を語り継ぐ事業や各種平和事業の推進を通し、平和を守り・発信することを町民とともに取り組みます。

### 【具体施策】

具体的な施策	取り組みの内容	担当課等
①平和特別授業の開催等の取り組みや平和交流の推進	平和教育において「南風原文化センター」での戦争・平和に関する講話や展示会、学校に出向いての特別授業を実施し、平和の大事さを伝えるなど平和学習の機会を充実させ、戦争と平和、人権や差別などを他の地域との交流を通して学ぶ機会を創ります。	生涯学習文化課
②家庭・学校・地域における平和教育等の推進	学校教育や生涯学習と連携し平和学習の推進を図ります。また、沖縄陸軍病院南風原壕群の保存・活用を図ると共に南風原平和ガイドの会の育成・支援、平和ガイドとして町民の参画を促進します。	生涯学習文化課
③平和事業の活動拠点を活かした事業の充実	子ども平和学習事業の充実と、そのOB達からなる「アオギリ.com」及びその下部組織の「南風原ユース」の組織強化などを通し、継続した平和学習と実践的な活動の拡充に取り組みます。	生涯学習文化課

### 【家庭・地域・職場に期待する役割】

#### ○家庭では：

・慰霊の日など、あらゆる機会を通し、家庭内で平和について話し合しましょう。

#### ○地域では：

・ガイド養成講座等による地域案内人の養成を図るとともに、地域の高齢者が子ども達に戦争体験を伝える機会を設けるなど、平和の発信に取り組みましょう。

### 【行動計画】

施策	スケジュール			主管課	実施区分	関連する町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家庭	地域	職場
①平和特設授業の開催等の取り組みや平和交流の推進	平和特別授業の開催等			生涯学習文化課	継続		○	

施策	スケジュール			主管課	実施区分	関連する町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家庭	地域	職場
②家庭・学校・地域における平和教育等の推進				生涯学習文化課	継続	○	○	
	学校教育・生涯学習と連携した平和学習の推進							
	戦跡や資料の保存・活用							
	地域案内人等の育成・支援							
③平和事業の活動拠点を活かした事業の充実				生涯学習文化課	継続		○	
	子ども平和学習事業の充実及びOB達からなる「アオギリ.com」及びその下部組織の「南風原ユース」組織強化等への支援							



## (2) 国際交流と伝統文化の継承

### 【現状と課題】

社会のグローバル化が進む中、人種や性別に捉われず多様性を認め合うためにも、異文化を学ぶとともに、改めて地域の文化を学び、広い視野を持つ人材育成を図っていく必要があります。

南風原町では、青少年交流事業の実施等を通し、国際的な視野を持ち次代のまちづくりを牽引していく人材の育成を進めていますが、今後、一層の充実を図っていくことが求められます。また、地域に残る伝統文化等の保存・継承に努めていますが、後継者育成が求められています。

### 【基本的な考え方】

男女共同参画に関する取り組みは、国際的な取り組みと連動して行われてきました。あらゆる分野で国際化が進む中、今後とも男女共同参画社会の実現に向けた取組みを国際的に協調して行っていく必要があります。また、国際的な視野を持ったリーダーの育成により広い視野で多様性を認め合える社会づくりを進めるために既存の海外交流事業のさらなる充実と推進を図ります。

加えて、南風原町の伝統芸能・文化の継承等を図り、男性・女性が共にその担い手として活躍できる社会を構築していきます。

### 【具体施策】

具体的な施策	取り組みの内容	担当課等
①国際交流事業の充実	町内の中学生をハワイとカナダへ交互に派遣し、海外の文化や現地生活の体験を通して国際理解を深め、広い視野を持った豊かな人材を育成します。また、今後も派遣する児童、生徒とともに友好都市（カナダ：レスブリッジ市）への町職員派遣を推進し、派遣を希望する町職員をできるだけ多く派遣できるよう努めます。	生涯学習文化課
②海外移住者子弟研修生受け入れ事業、海外青年派遣事業の実施	南風原町から海外へ移住した人々の子弟を受け入れ交流を重ねることにより互いの理解を深め、その経験を自国の発展に役立てることができるよう人材育成を目指し、今後は町から海外への人材派遣も推進していきます。	生涯学習文化課
③国際理解を深められる機会の創出	海外展の開催や町内外に在住する外国人と交流するイベントなどを開催することで海外を身近に感じ、国際理解を深められるような取り組みを充実させます。	生涯学習文化課

④ 地域における伝統芸能・文化の継承	各字にある棒術や獅子舞等を町指定文化財へ指定し後継者の育成を図ることや他市町村との共催による芸能交流会の開催などを検討し伝統芸能の保存、継承を図ります。	生涯学習文化課
⑤ 琉球絣、南風原花織(町の特産品)の担い手の育成支援	町の特産品である琉球絣や南風原花織の町内伝統工芸を保存するために男性、女性にこだわらず多くの担い手の育成を支援します。	産業振興課
⑥ 伝統工芸の発信と他産地との交流による発展	南風原町の伝統的な織物を国内外、県内外に積極的にアピールする機会を作り、これまで構築してきた他の地域とのネットワークを駆使し、交流をより深めながら更なる技術、生産の発展を目指します。	産業振興課

### 【家庭・地域・職場に期待する役割】

#### ○家庭では：

- ・地域の文化や国際社会・異文化に関心を持ち、文化の保存・継承や国際交流に寄与する方法などを話し合ひましょう。

#### ○地域では：

- ・地域に残る大切な文化を後世に伝えていくため、地域ぐるみで保全・継承に取り組ましましょう。
- ・町の特産品である琉球絣の継承・育成を支援するため、担い手の育成活動や絣文化の発信などの取組みに参画するとともに、支援に努めましょう。
- ・地域に暮らす外国人との交流機会・交流の場を積極的に設けるとともに、お互いの文化を理解し合ひましょう。また、地域づくりへの協力体制構築に努めましょう。

### 【行動計画】

施策	スケジュール			主管課	実施区分	関連する町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家庭	地域	職場
① 国際交流事業の充実	男女に偏らない派遣の推進、町職員派遣の推進			生涯学習文化課	継続			

施策	スケジュール			主管課	実施区分	関連する町民の生活領域		
	前期	中期	後期			家庭	地域	職場
② 海外移住者子弟研修生受け入れ事業 海外青年派遣事業の実施	海外子弟受け入れの推進			生涯学習文化課	継続			
	海外への人材派遣の推進							
③ 国際理解を深められる機会の創出		外国人との交流イベント等の開催		生涯学習文化課	新規		○	
④ 地域における伝統芸能・文化の継承				生涯学習文化課	継続		○	
	伝統芸能・文化の継承							
⑤ 琉球絃(町の特産品)や伝統文化の担い手の育成支援	担い手の育成支援等			産業振興課 生涯学習文化課 関係課	継続		○	○
⑥ 伝統工芸の発信と他産地との交流による発展	織物を中心とした国際交流事業の展開等、積極的なアピール機会の創出			産業振興課	新規		○	○



## Ⅲ. 推進体制

---



## Ⅲ. 推進体制

男女共同参画社会の実現は、南風原町のまちづくりを進める上で非常に大切なものです。そのため、本計画で位置づけた考え方を踏まえながら広範多岐にわたる施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

施策の推進のためには、町、町民、事業者がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら展開していくことが重要です。

計画の推進にあたっては、以下の様な体制を構築し、計画の実効性の確保を図ります。

### 1. 町民との連携

男女共同参画社会の主体は町民であることから、行政機関のみならず、町民一人ひとりの意識改革や行動、事業者の自主的な取り組みなどが必要となります。そのため、地域や職域等で男女共同参画や人権問題等に関する調査、研究などの取り組みを行う団体の育成を支援し、町民との協働により各施策の推進を図ります。

また、町民及び事業者の責務を明らかにし、協働により男女共同参画社会を実現していくためにも、本計画で位置づけた「南風原町男女共同参画条例（仮称）」の制定を図っていくとともに、条例づくりへの町民参加を推進します。

### 2. 男女共同参画推進会議との連携

計画の推進にあたっては、町民等の声を聞き、本町の地域性や町民ニーズを反映した施策の展開が重要です。本町においては、南風原町男女共同参画推進会議設置条例に基づき「南風原町男女共同参画推進会議」を設置しています。今後とも「南風原町男女共同参画推進会議」を中心に、毎年度、進捗状況を的確に把握し、点検・評価していくとともに、施策・事業の実施状況を踏まえ、より効果的な取り組み方策の検討を行います。

### 3. 庁内推進体制の充実・強化

本計画を推進するためには、町長以下庁内の職員全てが男女共同参画の意識を持つことが必要です。そのため、職員研修をはじめ様々な意識啓発の機会を設け、本計画に位置づけた施策が男女共同参画の視点を持って推進されるようにしていきます。

また、町での男女共同参画行政を推進するための体制として設置された「南風原町男女共同参画行政推進本部会議」については、その機能を最大限に発揮していくことができるよう定期的に開催していくとともに、充実・強化を図り施策や事業を効果的に推進します。

### 4. 関係機関等との連携強化

男女共同参画社会の形成に向け、沖縄県をはじめ、県内市町村、学校など、関係機関等との連携を強化していくことが必要です。特に、各学校における男女混合名簿の導入にあ

たっては、島尻管内の市町村とも連携を図り、校長・教頭連絡会や職員研修会などの機会を通じた働きかけを行っていくことが求められます。また、沖縄県男女共同参画センター“ている”については、男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点として、男女共同参画に関する研修・講座の開催、各種情報の収集・提供、団体等の活動の場の提供、相談機能等を有していることから、本町の男女共同参画を推進する上でも連携強化が必要です。そのため、関係機関等との連携強化や広域的な協力体制のもと、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

【推進体制】

